

# 東京PCB廃棄物処理施設の再開について

日本環境安全事業㈱の東京PCB廃棄物処理施設については、平成18年3月28日及び5月25日にPCBの事故を重ねて発生させたことから、施設を停止させ、抜本的な改善を指導してきました。

このたび、同社の改善計画書に基づく設備や運用面での再発防止に向けた改善が、確実に履行されたことを確認しましたので、都は、地元江東区と協議のうえ、「東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定」第13条第3項の規定に基づき、同社に対し、下記のとおり条件を付して施設の再開を承認しました。

1 施設の再開日 平成18年10月23日(月)

## 2 再開の条件

- (1) 施設の処理量については、再開当初は処理能力の3分の1とし、安全性を確認しながら6ヶ月かけ段階的に増加させ、最終的に処理能力2トン/日まで増加させること。
- (2) 施設稼動状況や施設の改造等に係る安全管理、法令順守の審査状況等、安全管理体制の状況を1ヶ月に1回、1年間、都に報告すること。
- (3) 設備のトラブルや地震・火災等を想定した緊急時訓練を2ヶ月に1回、1年間実施し、その結果を都に報告すること。

### 【指導の経緯と今後の対応】

都は、重ねて事故を起こした同社に対し、事故の直接原因だけでなく、同社の組織や運営の構造的な原因分析を行わせ、これに基づき改善計画書を提出させて、安全管理体制を抜本的に再構築するよう指導してきました。

また、別紙「PCB廃棄物処理施設の事故に対する都の指導結果と今後の対応について」のとおり、週1回以上の定期的な立入りの他、改善状況を確認するための安全確認試験に立ち会い、総合的な緊急時の対応訓練も実施させました。

今後、都は、地元江東区と連携し、再開の条件を厳正に守らせるとともに、立入検査なども行い、同社に対し、再発防止に向け、引き続き安全管理体制の維持向上を図るよう、指導を徹底していきます。

問い合わせ先  
環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課  
林田(直通)(5388)3585 (内線)42-860